教　育　委　員　会　５　月　定　例　会　議　事　録

会議名　教育委員会５月定例会

開催日　令和８年５月20日（水）午前10時30分～午前11時15分

開催場所　議会棟５階　第２委員会室

出席者　荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、山口委員、中村委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館長、横田教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学校給食センター所長、大坪施設給食課課長、中野学務課長、坂本教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、佐々社会教育推進課長、山下教育政策総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）、森野（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それでは、ただ今から教育委員会５月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、山口委員にお願いをいたします。

本日の案件は、報告事項が３件、議決事項が７件でございます。

それでは、まず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書でございます。

なお、教育長及び委員の皆様に配付をしております、報告第22号から報告第23号までの資料及び議案第16号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机上に置いてお帰りいただきますようにお願いいたします。

以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書１ページ、「４月・５月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

４月・５月の一般事務報告をいたします。

まず、５月13日及び15日に令和８年５月市議会臨時会が開催され、本日５月20日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、４月11日から５月８日までに継続の後援が４件ございました。

１件目は、香里マンドリンアンサンブルによる、「第14回 香里マンドリンアンサンブル定期演奏会」、２件目は、北河内陶芸連盟による、「第42回 北河内陶芸展」、３件目は、「アドベンチャーキッズスクール」実行委員会による、「子どものための自然体験学校『アドベンチャーキッズスクール』」、４件目は、大阪府生活協同組合連合会による、「おおさかまるごと健康チャレンジ2026」でございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局より報告事項はございませんか。

はい、中野課長。

〇中野学務課長

５月の一般事務報告をいたします。

５月１日施行の「寝屋川市立学校用携帯電話の貸与に関する要綱の制定」につきましては、新たに寝屋川市立学校用携帯電話を貸与する事業を実施することに伴い、制定したものでございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局より報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に２ページ「５月・６月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から何かございますか。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

５月・６月の行事計画を御説明いたします。

５月30日に市政感謝会、６月３日に池田小学校へ学校訪問、６月10日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

次に、６月17日から令和８年６月市議会定例会が開催され、６月19日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、25日に予算決算常任委員会（全体会）、

30日から一般質問が行われます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、佐々課長。

〇佐々社会教育推進課長

６月の行事計画を御説明いたします。

６月１日に令和８年度第１回社会教育委員会議を開催いたします。当日は、教育長から新委員への委嘱状交付及び御挨拶を頂戴した後に、令和８年度の事業計画等について御意見を頂戴する予定でございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「５月・６月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしくお願いいたします。

次に、３ページから６ページでございます。

報告第22号から報告第23号「職員の分限処分について」を議題といたします。

なお、説明については一括で行い、質疑についても一括でお受けしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

各委員より御同意をいただきましたので、報告第22号から報告第23号までを一括して説明を行い、その後、一括して質疑をお受けいたします。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第22号から報告第23号までの、「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、一括して御説明いたします。

まず、報告第22号でございます。

４ページを御覧ください。

本職員は社会教育推進課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和８年５月11日から令和８年７月10日までの休職発令を行ったものでございます。

続きまして、報告第23号でございます。

６ページを御覧ください。

本職員は教育委員会事務局の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和８年５月13日から令和８年６月12日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、順次確認いたします。

まず、報告第22号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

続きまして、報告23号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、７ページでございます。

報告第24号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第24号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

８ページでございます。

「専決処分の報告（令和７年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））（教育委員会関係分）」につきましては、各種基金の利子収入及び寄附金の増加分に伴う、基金積立金の追加補正を行っております。

まず、歳入でございます。

款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金、教育振興基金利子収入、補正額28万1,000円につきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を

追加補正するものでございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、補正額4,636万7,000円につきましては、教育振興寄附金の寄附金額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

続きまして、９ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額4,664万8,000円につきましては、基金運用利子収入の増加分28万1,000円及び教育振興寄附金の増加分4,636万7,000円を基金に積み立てるための教育振興基金積立金の追加補正でございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

〇山口委員

寄附金については、どういった方から、どのような形での寄附が多くあったかについて教えていただけますか。

〇荒木教育長

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

教育振興寄附金につきましては、ふるさと寄附金として、インターネットポータルサイトを通して、教育振興のために活用することを希望される方からの寄附金をお受けしているものでございます。

令和７年度は、656件の寄附金を全国の方からお受けしております。

以上でございます。

〇荒木教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第24号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

10ページでございます。

議案第16号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第16号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第６号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

11ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和８年５月26日から令和８年６月25日までの休職発令を行うものでございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第16号「職員の分限処分について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

はい、横田課長。

〇横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和７年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13ページを御覧ください。

１、概要として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、すべての教育委員会において、毎年、点検・評価を実施し、公表することとなっております。

２、実施趣旨として、効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を図るため行うものでございます。

３、点検・評価の対象は、令和６年度策定の「寝屋川市教育大綱実施計画」において定めた「『考える力』の育成」、「『安心して学べる教育環境』の整備等」の２つの視点を実現するための主な事業でございます。

４、評価方法として、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」において、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとに活動実績を分析し、達成度・評価を示すものでございます。なお、会議におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきたいと考えており、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄教授を候補として予定しております。

５、今年度のスケジュールでは、「点検及び評価に関する会議」を８月６日に開催する予定でございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第17号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第18号「寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則の制定について」を議題といたします。

はい、佐々課長。

〇佐々社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第18号「寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則の制定について」、寝屋川市立市民交流中核施設条例第13条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設の管理に関し必要な事項を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

第１条は、趣旨について規定するものでございます。

第２条は、利用期間について規定するものでございます。市民交流中核施設の施設等は続けて５日、ギャラリーにおきましては７日を超えて利用することができないものとし、特別の理由があると認めるときはこの限りではないとするものでございます。

第３条は、利用許可の申請について規定するものでございます。第１項は、施設等の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書を提出して利用許可の申請をする旨、規定するものでございます。第２項は、第１項の申請は公共施設の利用に係る情報システムによっても行うことができるものとするものでございます。第３項は、第１項又は第２項に規定する申請は、教育委員会または指定管理者が特に必要がある

と認めるとき以外は、以下の第１号から第４号に定める月の初日から受け付けるとするものでございます。第１号は、ホール１から３または他の施設等を同時に利用する場合は、利用しようとする日の属する月の１年前の月、第２号は、ギャラリーを引き続き７日間利用する場合は、利用しようとする期間の初日の属する月の１年前の月、第３号は、ギャラリーを条例別表の利用区分で利用する場合または続けて７日以外の期間で利用する場合は、利用日または利用期間の初日の属する月の11か月前の月、第４号は、第１号から第３号以外の場合で、施設の利用をする場合は、利用日または利用期間の初日の属する月の２か月前の月から受け付けると規定するものでございます。第４項は、第３項の規定にかかわらず、利用許可を受けようとする者の住所または団体の所在地が寝屋川市以外だった場合は、それぞれ各号に定める月の16日から受け付けるとするものでございます。

第４条は、利用許可を受ける者の決定等について規定するものでございます。第１項は、受付開始月の初日から14日の指定管理者が定める時刻までに行われた利用許可申請が競合する場合は、特別な事情があるときを除き、15日に公共施設利用システムによって抽選を行い利用許可を受ける者を決定するものとし、競合しない場合は、当該日において当該申請をした者を利用許可を受ける者として決定することを規定するものでございます。第２項につきましては、利用許可を行うことが決定したときは利用許可書を交付することを規定するものでございます。第３項につきましては、公共施設利用システムで申請した者に対しては、システムにより利用許可を通知することを規定するものでございます。第４項につきましては、利用許可を行わないことを決定したときは書面による通知を行わないものとするが、許可をしない旨及び理由を明記した書面の交付を求められた場合は速やかに交付することを規定するものでございます。第５項につきましては、利用許可を受ける者が指定管理者の定める日時までに利用許可書の交付を受けなかったときまたはシステムにおいて所定の情報を入力しなかったときは、申請を取り下げたものとみなすことを規定するものでございます。

第５条は、利用の変更について規定するものでございます。第１項は、利用許可を受けた者が利用について変更するときは、利用日または利用期間の初日の15日前までに変更申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、許可を受けなければならない旨、規定するものでございます。第２項は、第１項の規定にかかわらず、システムによる利用許可を受けた者は、システムによって変更申請ができることとするものでございます。第３項は、第４条第４項の規定は変更許可をしない場合についても準用されることを規定するものでございます。

第６条は、利用許可の取消しの申出について規定するものでございます。第１項は、利用許可の取消しをするときは、利用取消申出書に利用許可書を添えて利用許可の取消しの申出をしなければならない旨、規定するものでございます。第２項は、第１項の規定にかかわらず、システムの利用許可を受けた者は、システムによって利用許可の取消しの申出をすることができるものでございます。

第７条は、利用料金の還付について規定するものでございます。第１項は、利用料金を還付する場合は、以下の第１号または第２号によるものとし、既納の利用料金の全額を還付するものでございます。第１号は、天変地異その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用できない場合、第２号は、利用許可を受けた者が施設等の利用する日の15日前までに第６条の規定による申出をして取消しを受けた場合でございます。第２項は、還付を受けようとする者は、還付申請書を指定管理者に提出して還付の申請をしなければならない旨、規定するものでございます。第３項は、第２項の規定にかかわらず、還付の申請はシステムによってできる旨規定するものでございます。

第８条は、破損等の届出について規定するものでございます。施設等その他器具備品等を破損・汚損または滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない旨、規定するものでございます。

第９条は、利用者の義務について規定するものでございます。利用許可を受けた者は、利用に当たり、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない旨、規定するものでございます。

第10条は、この規則に定める文書等の様式については指定管理者が教育委員会と協議して定める旨、規定するものでございます。

第11条は、この規則の施行について必要な事項については指定管理者が教育委員会と協議して定める旨、規定するものでございます。

第12条は、指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要を読み替えにより教育委員会がその職務を行う旨、規定するものでございます。

附則といたしまして、この規則は条例の施行の日から施行するものとするものでございます。また、準備行為として、利用許可及び利用許可に関して必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる旨を規定するものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号「寝屋川市立市民交流中核施設条例施行規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、20ページでございます。

議案第19号「寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則の制

定について」を議題といたします。

はい、佐々課長。

○佐々社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第19号「寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則の制定について」、寝屋川市立市民交流中核施設条例第３条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明申し上げます。21ページを御覧ください。

第１条は、趣旨について規定するものでございます。

第２条は、開館時間について規定するものでございます。市民交流中核施設の開館時間は午前10時から午後９時とし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は午前10時から午後５時30分までとするものでございます。

第３条は、休館日について規定するものでございます。市民交流中核施設の休館日は毎月の第３月曜日、12月29日から翌年の１月３日までの日とし、教育委員会または市長は、特別な事情があるときは休館日を変更し、または臨時に休館することができる旨、規定するものでございます。

附則といたしまして、この規則は寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行の日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第19号「寝屋川市立市民交流中核施設の開館時間及び休館日を定める規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、22ページでございます。

議案第20号「寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。

はい、佐々課長。

○佐々社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第20号「寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則の制定について」、寝屋川市立市民交流中核施設条例附則第１項の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定めるため、教育委

員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

この規則は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和８年寝屋川市条例第15号）の施行期日は令和９年４月１日とし、同条例附則第２項及び第４項の規定の施行期日はこの規則の公布の日とするものでございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号「寝屋川市立市民交流中核施設条例の施行期日を定める規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。

議案第21号「寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則の制定について」を議題といたします。

はい、佐々課長。

〇佐々社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第21号「寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則の制定について」、寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例第３条の規定に基づき、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

第１条は、趣旨について規定するものでございます。

第２条は、組織について規定するものでございます。第１項は、委員は７人以内とするものでございます。第２項は、委員は経営に関する知識を有する者、学識経験を有する者、民生委員、社会教育委員、高齢者福祉活動を行う団体を代表する者、福祉部長、教育委員会事務局部長のうちから、市長及び教育委員会が委嘱し、または任命するものでございます。

第３条は、委員の任期について規定するものでございます。第１項は、委員の任期は市長及び教育委員会が委嘱し、または任命した日から施設の指定管理者が指定された日までとするものでございます。第２項は、市長及び教育委員会は、特別な事情が

あると認める場合においては任期中であっても委員を解嘱することができるとするものでございます。

第４条は、委員長及び副委員長について規定するものでございます。

第５条は、会議について規定するものでございます。

第６条は、資料等の提出等の要求について規定するものです。委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとするものでございます。

第７条は、選定委員会は、調査審議の結果を速やかに市長及び教育委員会に報告するとするものでございます。

第８条は、選定委員会において調査審議した経過及び結果は公表するとするものですが、委員長が公表が適当ではないと認める事項については公表しないことができるとするものでございます。

第９条は、第２条から第８条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は委員長が選定委員会に諮って定める旨、規定するものでございます。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第21号「寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、27ページでございます。

議案第22号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、佐々課長。

〇佐々社会教育推進課長

ただ今御上程いただきました、議案第22号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」、寝屋川市社会教育委員に関する条例第２条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱を行うためでございます。

28ページを御覧ください。

今回新たに委嘱する委員をお示ししております。

委員構成、氏名、経歴等は、それぞれ記載のとおりでございます。

任期は、令和８年６月１日から令和10年５月31日まででございます。

以上でございます。

〇荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第22号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

そのほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会５月定例会を終了させていただきます。